1号認定申請用

今鈴は翔史中詩書(私立幼稚園・翔史=じょ周)

尼崎ī	市長 あて		保護者						年	月	日	l
尼崎市受付 (こども入所支持	=	(園)受付印	現住		尼崎	市())町()()	丁目〇	番〇号	∃		1
				が市外の場						転入 予定日		1
			ふりが					000	<u> </u>			-
			氏名	<u> </u>			<u>00 C</u>	00				工
		保護者名の	欄は、尼崎	市に住民会	登録(予定を		<mark>があって、</mark> 児童と同原	宝する方	李記入	してく	ださい。	
次のとおり	子どものための	(単身赴任	ぜや海外在化	主等により)、尼崎市に位							_
<u> </u>	氏 名	(ふりがな) 000 △△△△	2 HIO-12 - IVI	· • #•••	生 年 月	日		入 ⁵ 4月1日	学年度(性別	Ī
申請児童		00 AAAA 00 AA		令和	〇年 (月	〇日生	4/11/1				
①認定差望	 日、利用施設									才		J
小心化布主		希望日			令和		年	月		日		
施設名		000		所在地]
70 HA E					·		A #	#		A	日	-
②世帯の状	<u> </u>				(予定) 日		令和	年		月	Н]
②世帯の状 区 分	※ 施設の利	川用前に認定申請 計日の遡及は出来	を行うこと	<mark>予定)日</mark> こを基本と	<mark>を必ず記入し</mark> :しているた&		きい。_					
区分印局	※ 施設の利	台日の遡及は出来	を行うこと	<mark>予定)日</mark> こを基本と ご注意して	を必ず記入し しているため ください。		きい。_	忍定申請	があっ			
区 申 請	※ 施設の利 認定開始	計日の遡及は出来	iを行うこと そませんので	予定)日 ごを基本と ご注意して	を必ず記入し しているため ください。	か、利用	さい。 開始後に記 無職・	忍定申請	があっ		は、 	
日本 日	※ 施設の利認定開始	計日の遡及は出来) OO O 0000 Mには、単身赴任	を行うこと まませんので 父 「保護者2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	予定)日: ごを基本と ご注意して ○ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	を必ず記入し しているため ください。 〇・〇 ロ・平成	か、利用 同・別 E計の方	い。 開始後に記 無職 会社員 無職 は全員記	記定申請 その他 ・ 公務 その他 くしてく	があっ (員・	た場合	は、 ・ 学生	
区 申請 児 童の は、別居	※ 施設の利認定開始	計日の遡及は出来) OO 0 0000	を行うこと まませんので 父 「保護者2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	予定)日で ごを基本と ご注意して ○ ・ の	を必ず記入し しているため ください。 〇・〇 ・平成 ても、同一年	か、利用 同・別 E計の方	い。 開始後に記 無職 会社員 無職 は全員記	記定申請 その他 ・ 公務 その他 くしてく	があっ (員・	た場合	は、 ・ 学生	
区 申請児童の生計同一の方をごの は 日本 は 見 を 別居であるが	※ 施設の利認定開始	計日の遡及は出来 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	を行うこと まませんので 父 「保護者2 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	予定)日: ごを基本とで ・ 注意して ・ 昭和 ・ いなも、 ・ 昭和・	を必ず記入し しているため ください。 ・ 〇 ・ 平成 ても、同一年 同じ住所のア	か、利用 同・別 E計の方	対した。 開始後に記 無職 会社員 無職 は全員記入してく	記定申請 その他 ・ 公務 その他 くしてく	があっ (し ださい。	た場合	は、 ・ 学生	場合表で記
区 申請 児 童 の 世 生計同一の方をご記入	※ 施設の利認定開始〇〇〇世帯員欄また、住〇〇〇○	計日の遡及は出来	情を行うこと をませんので 保護者2 母 田川にしている 妹 祖母	予定)日で ごを基本して ・ 昭和 ・ 日本とて ・ 日本と ・ 日本と 日本と 日本と ・ 日本と ・ 日本と ・ 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と	を必ず記入し しているため ください。 ・	の、利用のの、別には全員のののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別のでは、別	対した。 開始後に記 無職 会社員 無職 は全員記入してく	記定申請 その他 ・ 公務 その他 してく	があってくしている。	た場合	は、 ・ 学生	- 4 こ記 ア
区 申請 児 童 の 世 帯 生計同一の方をご記入 生 生計同一の方をご記入 生 に	※ 施設の利認定開始〇〇〇世帯員欄また、住〇〇〇○	計日の遡及は出来	ませんので 保護者 ² 母 任等で同居し 妹 祖母 上活保護受約	予定)日で ごを基本して ・ 昭和 ・ 日本とて ・ 日本と ・ 日本と 日本と 日本と ・ 日本と ・ 日本と ・ 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と	を必ず記入し しているため ください。 ・ 〇 ・ 平成 ても、同一年 同じ住所のア 〇 ・ 〇 平成 令和	の、利用ののでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	対した。 開始後に記 無職 会社員 無職 は全員記入してく	Repification (2015) (があってくしている。	た場合とは、一直営業と、一方の一間では、一方の一間では、一方の一間では、一方の一間では、一方の一間では、一方の一面では、一方のでは、一方の一面では、一方のでは、一ででは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一ででは、一方のでは、一方のでは、一ででは、一ででは、一方のでは、一ででは、一ででは、一方のでは、一方のでは、一ででは、一方のでは、一方のでは、一でで	は、 ・ 学生	場合もこ記入ください
区 申請 児 童 の 世 帯 会計同一の方をご記入(同居者全員と、別居であるが	※ 施設の利認定開始〇〇〇世帯員橋また、住〇〇〇〇〇〇	計日の遡及は出来	情を行うこと をませんので 保護者2 母 田川にしている 妹 祖母	予定)日で ごを基本して ・ 昭和 ・ 日本とて ・ 日本と ・ 日本と 日本と 日本と ・ 日本と ・ 日本と ・ 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と 日本と	を必ず記入し しているため ください。 ・	の、利用のの、別には全員のののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別ののでは、別のでは、別	対した。 開始後に記 無職 会社員 無職 は全員記入してく	Rice申請 その他 ・その他 ください	があってくしている。	た場合	は、 ・ 学生	- 台もこ言フくかる
区 申請 児童の世帯 日分 (同居者全員と、別居であるが 生)	※ 施設の利認定開始世帯員欄また、伯高保護を受けている況	計日の遡及は出来	ませんので 保護者 ² 母 任等で同居し 妹 祖母 上活保護受約	予定)日で を注意	を必ず記入し しているため ください。 ・マ成・平成 ても、同一年 同じ・平成 ・ 令和 マ成・令和 を添付して・	の、利用ののでは、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して	けい。 開始後に記 無職 会無職 は記入してく	Receipt (1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	があってくしている。	た場合は、一角は、一角は、一角は、一角は、一角は、一角は、一角は、一角は、一角は、一角	は、 ・ 学生	名字で言うべかで

子どものための教育・

離婚調停中の場合は「離婚調停申立書(写)」などを添付してください。

尼崎市長 あて

ひとり親世帯に該当する場合は①戸籍謄本(写し可)と世帯全員の健康保険証の写し(マイナ保険証の場合は資 格情報のお知らせ又は資格確認書の写し)②児童扶養手当証書(写)③母子等医療費受給者証と乳幼児医療費受 給者証(写)のいずれかを添付してください。 く、施

設・事業者に提供することに同意します。

- 3 申請後30日以内に認定内容の通知が出来ない場合、利用開始の前日を期限として認定内容の通知が行われることに同意 します。
- 4 申請内容が事実と相違した場合、教育・保育給付認定の取消をされても異議はありません。

年 月 日

必ずご記入ください。 RLIG市OO町OOTEO番O号

住 所

00 00 保護者署名

※ 当該教育・保育給付認定申請書に記載の個人情報は、教育・保育施設施設利用に関する事務等に必要な場合のみ使用 し、それ以外には使用しません。

> <尼崎市記入欄> (下記には記入しないでください。 こどもコード 認定番号 ひ: 新2・3号認定

【副食費徴収免除となる対象を決定するために必要な書類について】

給食費につきましては原則として自己負担となっていますが、世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円未満(世帯年収が概ね360万円未満相当)である場合などにおいて、副食費(おかず、おやつ等)の徴収が免除される制度があります。

つきましては、以下に該当する方は、それぞれの区分に応じて書類の提出をお願いいたします。

〇令和8年4月~8月に入園する場合

対象	必要書類
①令和7年1月1日現在、	祝書類の提出の必要はありません。
• · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
尼崎市に住民登録がある方	なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和7年度市民税額が
	確認出来ない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、
	副食費徴収免除の判定をするための税情報がありませんので、
	「副食費徴収免除の対象外」として決定を行います。
②令和7年1月2日以降、	令和7年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する
尼崎市に転入された方	(ア)~(ウ)のいずれかの書類が必要です。
	(ア) 市民税が給与から徴収されている方(会社員等)
	「令和7年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し
	(イ) 市民税を納税通知書で直接納めている方
	「令和7年度市県民税 納税通知書」一式の写し
	(ウ)上記(ア)又は(イ)が用意出来ない方
	「令和7年度市県民税 課税額証明書」(写し可)
③海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和6年中(令和6年1月1日
	~12月31日)の国外での総収入が分かる書類(源泉徴収票、給与明細書等)を
	添付してください。 ※必ず日本語訳を添えてください。
	国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

〇令和8年9月~令和9年3月に入園する場合

対象	必要書類
①令和8年1月1日現在、	税書類の提出の必要はありません。
尼崎市に住民登録がある方	なお、未申告により、市が市民税課税情報で令和8年度市民税額が
	確認出来ない場合は市民税の申告を行ってください。未申告の場合、
	副食費徴収免除の判定をするための税情報がありませんので、
	「副食費徴収免除の対象外」として決定を行います。
②令和8年1月2日以降、	令和8年1月1日現在に住民登録をしていた市町村が発行する
尼崎市に転入された方	(ア)~(ウ)のいずれかの書類が必要です。
	(ア) 市民税が給与から徴収されている方 (会社員等)
	「令和8年度給与所得等に係る市県民税 特別徴収税額通知書」の写し
	(イ) 市民税を納税通知書で直接納めている方
	「令和8年度市県民税 納税通知書」一式の写し
	(ウ) 上記(ア) 又は(イ) が用意出来ない方
	「令和8年度市県民税 課税額証明書」(写し可)
③海外赴任の方	海外赴任で日本に住所がなかった世帯は、令和7年中(令和7年1月1日
	~ 1 2 月 3 1 日)の国外での総収入が分かる書類(源泉徴収票、給与明細書等)を
	添付してください。 ※必ず日本語訳を添えてください。
	国内での所得があった場合は、その所得についての書類も併せて添付してください。

【副食費徴収免除対象の辞退の申出について】

「世帯の市町村民税所得割合算額が77,101円以上のため(世帯年収が概ね360万円を超えるため)、 免除の対象外となる。」と保護者が判断される場合は、以下の申出を行うことにより、必要書類の 提出をすることなく、副食費徴収免除の対象外とすることも出来ます。

副食費徴収免除対象の辞退の申出(※辞退を申出される方のみご記入ください。)

<u>副食費徴収免除対象の辞退について</u>

申請児童が当該施設に在園するあいだ、副食費徴収免除の対象要件である、世帯の市町村民税所得割合算額が、免除基準(年額77,101円。若しくは世帯年収が概ね360万円相当)を超えることが見込まれるので、上記の書類の提出をせず、副食費徴収免除対象の辞退を申し出ます。この申し出により副食費徴収免除の対象外として決定されることについて、同意します。

年 月 日 申出内容を確認の上、副食費徴収免除を 住 所 辞退される方は、自筆で署名してください。 保護者署名